

広島県歯と口腔の健康づくり推進条例の概要

1 目的

歯と口腔の健康づくりが、全身の健康を保持又は増進させ、県民の健全な食生活の実践などに重要な役割を果たしているため、その推進に関する基本理念を定め、県の責務と、保健医療等関係者や県民などの役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、その施策を総合的に推進し、生涯にわたる県民の健康的な生活の実現を目指します。

2 条例の主な内容

項 目	内 容
○歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本理念	(1) 県民が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進する。 (2) 県内の全ての地域で、全ての県民が生涯を通じて、適切で効果的な歯及び口腔の保健医療サービスを受ける環境の整備を推進する。 (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する。
○県の責務	歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、継続的・効果的に実施するとともに、健康づくり施策実施者に情報提供などの支援を行う。
○教育関係者と保健医療等関係者の役割	児童生徒等に対する健康診断等を行うとともに、他の健康づくり施策実施者が行う活動との連携・協力や県民を支援する研修等の実施に努める。
○事業者や保険者の役割	事業者の従業員や被保険者の歯科検診等の機会の確保に努める。
○歯科医療機関の役割	県民の歯及び口腔の健康の保持に資するため、かかりつけ歯科医機能を十分に発揮し、良質・適切な歯科医療や保健指導などを行うとともに、健康づくり施策実施者などが講ずる施策に協力するよう努める。
○県民の役割	歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努める。
○県による基本的施策の推進	(1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識の情報収集及び普及啓発 (2) 8020 運動、噛ミング 30 運動など県民運動の推進 (3) 健康づくり施策実施者との連携体制の構築 (4) 母子保健、学校保健、成人・高齢者の保健、労働衛生、介護予防、食育等を通じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の促進 (5) むし歯予防対策、歯周病等の予防・管理など、県民の生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の促進 (6) 介護を必要とする者、障害のある者などに対する歯科の保健医療サービスの確保、地域の実情を踏まえた歯科医療の確保など (7) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上 (8) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する調査及び研究の実施
○県による「県民歯科疾患実態調査」の実施	おおむね5年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する調査を行うとともに、健康づくり施策実施者が行う歯科検診の結果集計を毎年行う。
○県による「歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定	歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定める。この場合、学識経験者の意見を聴くとともに、県民及び健康づくり施策実施者の意見を計画に反映させる。また、他の計画との整合を図る。
○市町による「歯科保健計画」の策定	市町は、県が策定する歯と口腔の健康づくり推進計画を踏まえ、市町の実情に応じた口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定することができる。市町が計画を策定する場合には、県が情報提供などを行う。
○「いい歯の週間」の設定	「いい歯の日」は、11/8 とし、「いい歯の週間」は、11/8～11/14 とする。

3 施行期日

公布の日から施行します。